

意見募集

神戸市認知症の人にやさしい まちづくり条例（案）について

認知症の人の意思が尊重され、認知症の人とその家族のよりよい生活を実現するために必要な支援を受けられるように、まち全体で支えることが必要です。神戸市では、認知症の人にやさしいまちづくりを進めるため、条例を制定します。

条例案について、皆さまのご意見を募集します。

意見募集期間

平成29年12月11日～平成30年1月9日

問い合わせ先

神戸市保健福祉局介護保険課

電話078-322-5259

神戸市保健福祉局市民福祉推進課

電話078-322-5198

1 意見募集期間

平成 29 年 12 月 11 日(月)～平成 30 年 1 月 9 日(火)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

①〒650-8570(住所記入不要)

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課 意見募集宛

②〒650-8570(住所記入不要)

神戸市保健福祉局総務部市民福祉推進課 意見募集宛

(2) ファクシミリ による提出

①(078)322-6047 神戸市介護保険課 意見募集宛

②(078)322-5529 神戸市市民福祉推進課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス:keikei@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

①神戸市保健福祉局介護保険課(市役所1号館4階)

②保健福祉局総務部市民福祉推進課(市役所1号館5階)

3 注意事項

(1) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名)を記載してください。また、神戸市にお住まいの方以外で、市内の事業所等に勤務されている方、市内の学校に在学中の方は、事業所等又は学校の名称及び所在地を記載してください。

(2) 提出される書式には、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)」に対してのご意見であることを明記してください。

(3) 電話などによる口頭の意見提出の受付及びいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) いただいたご意見に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて平成 30 年 1 月中旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所2号館2階）でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見、ご提案、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、以下の理由から氏名・住所の記載をお願いしています。
 - ア 提出された意見の内容を確認させていただく場合があること
 - イ 意見提出手続は、「市民（市内に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方）」を対象として行う手続であること